

指定通所介護 あかつき 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人邑元会が開設する指定通所介護あかつき（以下「事業所」という。）が行う通所介護（介護予防・日常生活支援総合事業含む）事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護（介護予防・日常生活支援総合事業含む）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条

（1）名 称 指定通所介護 あかつき

（2）所在地 深谷市東方2737番1（介護老人福祉施設 あかつき）

（3）事業単位 1単位

（4）定 員 25人

（事業所の職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも通所介護の提供に当たるものとする。

(2) 生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画・報告の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

(3) 看護職員 1人以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(4) 介護職員 3人以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。但し12月31日から1月3日迄を除く。

(2) 営業時間

午前 8時30分から午後 5時30分迄とする。

(3) サービス提供時間

午前 9時30分から午後 4時30分迄とする。

(サービス提供の留意事項)

第6条 指定通所介護の留意事項は、次のとおりとする。

- 1 通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 2 通所介護従業者は、通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必

要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(通所介護計画の作成)

第7条 管理者は、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するものとする。

2 管理者は、上記の通所介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 通所介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

4 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録する。

(利用料及びその他の費用額)

第8条 指定通所介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスのあるときはその基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 次条に定める通常の実業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

ア. 事業所から片道10Km未満 620円

イ. 事業所から片道10Km以上 620円に10Km越す距離
1Km当たり62円を加算した額

(2) 通常的时间を超え指定通所介護を受ける場合、1時間当たり前項利用料の額の6分の1に相当する額

(3) 食費 1食当たり 850円

(4) おむつ代 実費

(5) その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の実業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、深谷市、熊谷市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たって、主治の医師からの指示事項等がある場合には、申し出ること。

2 利用に当たって、体調不良等によって指定通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定通所介護の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第13条 指定通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは定時の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定通所介護に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導者又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第14条 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者の賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 当事業所は、従業員の資質向上を図るための研修を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 採用後研修 年1回以上

2 秘密の保持

- (1) 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (2) 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

3 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。

4 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れ援助を行う。

5 利用者の要介護認定等につき認定審査会が付されている場合には、認定審査会の意見に配慮して通所介護サービスを提供する。

6 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。

7 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人邑元会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

2 この規程は、平成13年 3月 1日から施行する。

- 3 この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。
- 4 この規程は、平成16年 9月13日から施行する。
- 5 この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
- 6 この規程は、平成17年11月18日から施行する。
- 7 この規程は、平成23年12月 1日から施行する。
- 8 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 9 この規程は、平成25年10月 1日から施行する。
- 10 この規程は、平成25年12月10日から施行する。
- 11 この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
- 12 この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。
- 13 この規程は、平成30年 2月 9日から施行する。
- 14 この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 15 この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
- 16 この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 17 この規程は、令和 3年 5月12日から施行する。
- 18 この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 19 この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。
- 20 この規程は、令和 8年 8月 1日から施行する。